

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援の充実について

【担当省庁】 文部科学省

私立小中学校等へ通う児童生徒への経済的支援については、5年間の実証事業として、低所得者世帯を対象に授業料負担の軽減（年10万円を上限に補助）が実施されてきたところであるが、令和4年度以降もこれまでと同様に、全額国費による仕組みを継続していただきたい。

【現状・課題等】

■私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業（平成29年度～令和3年度）

私立小中学校等へ通う児童生徒の授業料負担に対する支援については、平成29年度から令和3年度までの5年間、低所得者（年収400万未満）世帯を対象に年額10万円を上限とする授業料負担の軽減等の実証事業が実施されてきた。

■令和4年度概算要求における私立小中学校等の家計急変世帯への支援

本実証事業終了に伴う新たな制度が令和4年度概算要求において示されたが、①「入学後、家計急変世帯」のみを補助対象とし、「低所得者」への補助が廃止され、②補助率も国費10/10から都道府県1/2負担へと変更されている。

■文部科学省が令和2年度に実施した同補助金の対象世帯へのアンケートにおいて、93%もの世帯が「特色のある教育を行っていること」を私学への進学の原因としており、子ども達が家庭の経済状況に左右されることなく、自らが希望する教育を選択できるようにするためには、授業料の軽減支援制度の継続が必要である。

京都府 の担当課	文化スポーツ部 文教課(075-414-4516)
-------------	---------------------------

【国の事業等】

■概算要求〔文部科学省〕

▶ 私立小中学校等に通う児童生徒への授業料減免支援 14 億円

(令和3年度予算3億円)

○私立小中学校等における家計急変世帯への支援

私立小中学校等に通う児童生徒への授業料負担の軽減に都道府県が補助を行う場合の国庫補助対象について、家計急変年度と、その後に継続して低所得である世帯の児童生徒に対して授業料減免（最大で当該学校の卒業まで）を行った場合とする。

	私立小中学校等の経済的支援に関する実証事業（H29～R3）	私立小中学校等の家計急変世帯への支援（R4～）
対象者	前年収入が年収 400 万円未満の世帯	家計急変により当該年収見込みが 400 万円未満となった世帯（低収入の状況が続けば卒業まで継続支援）
補助上限	年額 10 万円	年額 36 万円
財源	国費 10/10	国費 1/2、都道府県 1/2

<参考> 私立小中学校等の経済的支援に関する実証事業（H29～R3年度）

※年収 400 万円未満の世帯が対象。義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて調査を実施

→年収 400 万円未満の世帯のうち 55 %が「入学後に家計急変した」と回答

(京都府における授業料減免を受けた児童生徒の実績)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実績額(千円)	103,500	29,400	25,200	22,900
対象者数(人)	1,035	294	252	229
中学校	821	245	202	176
小学校	214	49	50	53

※事務費交付金は除く